

■■ 猫を繞る問題 1, 2 ■■

農家と猫

最近越中五箇山（東礪波郡）の西赤尾で聞いたところでは、このごろ養蚕の衰微から、農家の猫は幾分減少したが、それでも部落四八戸のうち、四〇戸までは飼っている。なかには一軒で二匹以上いる家もあるから、ほぼ家の数に均しかろうという。これに対して犬の方は一〇軒までは飼っていないらしい。しかもこの比率は、私が最近全国五十余ヶ所の部落について調べたものとほぼ一致している。そうして離れ島などでも、犬のいないところはあがるが猫だけはかならず飼われている。

犬が喧しく吠え立てて、さもたくさんいるように感じられるのに対して、猫の方は多く家庭に引き籠っていたために、さして目立たないが、その数は思いのほか多かった。かく猫の飼われた理由には、鼠の害がはげしかったこと、一方に飼料その他の点で、飼育上の負担が軽かったこと、同時に犬のように課税がないなどの点等も関係していたらしい。しかも犬の方は、山村等では狩がなくなってからめっきり数が減少したともいう。面白いことには、今もなお昔のままに、狩猟が重要な産業となっている秋田県阿仁合の村々でも、犬の飼育数は猫に比べると著しく少ない。北秋田郡上小阿仁村八木沢〔現阿仁町〕、同じく荒瀬村打当内等は、猫が全戸数のほとんど九五%飼われていたに対して、犬の方はようやく10%ないし15%である。

そうして今一つの興味ある事実は、猫がほとんど貧富を超越して飼われていたに対して犬の方は、生活的に余裕のあるものか、または職業上必要によるものである。しかし猫が多く飼われていたことは、猫いらず等のある今日であるから、鼠害予防等の経済的理由ばかりではなかったらしい。その証拠にはずいぶんと貧しい家庭でも飼っている。茶を呑む器一個にも事欠くようなみすぼらしい家にも、猫のいることはさして不自然ではなかったそんな家庭でも、飼い猫を殺して皮を売った等の話はまだ聞いたことがない。愛玩用などというは適切ではないが、何かしら人生の伴侶として必要であったと思われる。

こんなことを考えると、ここ三、四〇年前まで、中部地方から関東東北の農家の、囲爐裏の一端に据えられてあった猫箱が目についで来る。囲爐裏を囲んで家族団欒の中に、あの片端に面を取った四角な箱の中から、猫が顔を出していた。三河の北設楽郡の山村では、横座に主人のいないときは、この猫箱がそこに廻されたものである。それで横座に廻ることを警めた文句の「横座廻りのネコバカ坊主」というのは、主人以外に横座に廻るのは、猫と馬鹿と坊さんであると解く一方に、猫箱と坊主の意味だともいっている。因みに猫箱の形は東京などでもかつて用いられた炬燵箱の一種とじつによく似ていた。

猫と人生

家畜としての猫が、人間生活にいかにか密接であったかは、この農家の場合を通じても想像されるが、その一方には、猫くらい人間に信頼がなく、冷眼視されていた動物も尠ないこの点で犬とは正反対である。

その例証として、試みに各地の説話、伝説の猫に関するものを拾ってみると、稀に猫の報恩譚等もないではないが、大部分は恩を仇で返す式の、陰惨と冷酷を語るもので、なかでも化け猫の正体が山の怪物で、主人の狩人に危害を加えようとする、いわゆる鍋被り猫の話は代表的である。これには鍋が茶釜だったり、また、その蓋であったとするもある。

そうして猫に限って、同じ小動物の中でも、猿、犬、兎、狸、狐、貉、鼠等から、常に仲間外れにされている。足柄山の金太郎の相手には、いろいろの動物が出て来るが、猫だけはとかく忘れられていた。また桃太郎の鬼が島退治のお供には、犬と猿と共に、いささか不自然の観がある雉子が参加するが、猿や犬とは恰好の相手と思われる猫は省かれていた。

説話、伝説の上で、猫がつねに差別的取り扱いを受けていたのは、あの陰険な性質の影響もあったと思うが、これらは最初からの形式であったろうか、この点に疑問がないわけではない。佐々木喜善さんの『老媪夜譚』の第三五話は、お寺の飼猫が朋輩の協力を得て和尚に危害を加えんとする大鼠を退治するという筋で、同型の説話は、猫塚の由来譚として他にも語られている。その他の化け猫や、主人に危害を加えんとする話に比べて、類例が少なかったというだけである。さらに、葬式に死体の掠奪を企てる火車の本体にしても、また柳田先生の「狼と鍛冶屋の姥」に取り扱われた、老婆を喰い殺して、それに化けていた怪物の正体にしても、これを猫であると説く形式は、かならずしも最初からではなかったように思われる。

寺石正路翁の『土佐風俗と伝説』には、猫の怪と説いたものが多かったが、それらの中には、他の地方では、猫以外の動物として語られているものもある。この意味で、飼主に危害を加える譚の主も、かならずしも猫に限ったものではない。三日飼われれば、三年間恩を忘れぬといわれる、忠実な犬にだってあるのである。その他民俗として、家に死者のあった場合、猫の近づくのを警戒することも各地にあって、死骸が自然に起き返ったり、寝返りを打つなどの怪奇を、やはり猫の所為と考えている。かような不思議に答えるのは一部の人々が説くところの、動物磁気説等ではなかった。私一個の想像では、原始思想における靈魂説と、動物社会との関係にまで発展するもので、猫はたんに動物としての一員

たるに過ぎなかったと思う。むしろ何故に猫が怪奇的な対象に選ばれるに至ったかが問題である。

わが国では、一家に死者があれば、すぐに飼い猫を他に預けたり、さらにお寺や野山に持ち出して捨て、またはわざわざ檻などを作って隔離するなどの風習が、まだ案外に行われている。こういう民俗も、そのよって来る道は遥かに遠かったのである。

しかしこの小篇が、それらの問題に対する、一つの足掛かりになるか否か、私自身にもじつは見当はついていないが、少しばかり猫を繞って、気づいた点を書き止め置こうと思う。

猫の品種と名義

わが国に飼われている猫は、系統的にはインド地方の山猫を馴致せるものの輸入で、その時期は奈良朝の初期あたりとの説があるが、もちろん確実な根拠があるわけではない。しかも猫の品種はかならずしも一種でなく、毛色から言っても幾種かあり、事実唐猫とか、金沢文庫に飼われていた金沢猫などの名があったのは、中途の輸入を物語るものであった。野生のものは最初から棲息がなかったとしても、数ある品種には、自らの渡来に新古があったはずである。またそれらは、たとえば日光陽明門の欄間に彫刻された眠り猫のように、白毛の中に黒毛の斑が明瞭に出たものが最初であったか、あるいは土地によって熊貓とか烏猫などという、陸中田代島の猫の宮の主のように全身真っ黒いものであったか、それとも船方衆が珍重するといういわゆる三毛猫か、これらは同時に、人間の趣味嗜好にも関係して、時代的に消長のあったことも考えられる。

猫の品種として『嬉遊笑覧』巻十二に『今昔物語』を引いて灰毛斑のものをへげ猫というところあり、また金華猫なるもののあったことを挙げ、その他前にも挙げた唐猫、金沢猫等の名もある。長崎県壱岐の島では、ヒテワレ猫といって、顔を割ったように、違う毛色が縦に通っているものは主人を見捨てるとして飼うを忌むという。これは品種とはいえぬが、毛色によって、性質のことになることを意味している。同じ島で、三毛猫は人を化かすといひ、真っ黒い猫は、烏猫といって喜ばれる。

富山県五箇山（東礪波郡）では、ヨモギネコというのは、化けるといい、三河の下津具（北設楽郡）では、マキネコという斑毛のものは、性質が特に陰険であるという。

実はネコという名詞なども、語義はまだ明らかにされていないらしい。『和訓栞』にはネコはよく眠るから寝子であろうといい、『和名抄』には、ネコは古語のネコマの下略で古くはネコマと称したとある。また俗間で猫にコマという名が多いのは、ネコマの上略で

あると、これは『物類称呼』の説である。あるいは性質鼠を好むから、その意を採ってネコと称する等の説もあるが、取るに足らぬことはいうまでもなからう。

ネコマの下略がネコに変化したとは、猫の怪をネコマタなどと称したことにも思い合わされるが、しかし語尾にマの音を付けることは北陸ことに加賀地方に多く行われていて、たとえばオジマ（小父）、ヨソマ（他所者）、オイトマ（娘）等、名詞の語尾にマをつける風があり、また八丈島では、多くメをつけて、サルメ（猿）、シカメ（鹿）、ウマメ（馬）、ハトメ（鳩）、キヤールメ（蛙）等と呼ぶ。一般に他を罵る意味に使うコヤツメ（此奴）、アイツメ（彼奴）、狐メ、盗賊メなどのメも、かならずしも、語意を強めるために発明されたものでなかったらしいから、ネコマのマも果して一連のものと言えたかどうか疑問がある。

ネコの語は語感から考えると、擬声からいうニャーニャ等と同系に属する一種の愛称でニョコ（八丈島、長女または娘）、ニャーニャ（加賀、娘）等という語に関係が考えられる。

チャコということ

ネコの名義が『倭訓栞』の説く如く、寝子であったとすると、これは一種の愛称と見られ、当然別名の存在が考慮される。また『物類称呼』にいう、猫の名前に多いコマは、ネコマの上略なりとの筆法でゆくと、一般の猫に対する詞にも、小動物の称呼が遺されていたかも知れない。猫を呼ぶ詞として、東京などで、ごくありふれたものにネコネコというが、これは地方ではあまり使われていない。猫への詞としては、呼びかける他に嗜める時と、罵る場合が考えられる。私が少しばかり集めたところによると、呼びかける際は、舌を鳴らすことが広く行われており、同時に名前とか、毛色をいう等で、鶏などと異なって特定の詞は、おいおい忘れつつあったようである。次に掲げたものは、私の質問に対する回答で、通信によったものと、直接耳で聞いたものとが混ざっている。（地名の郡の文字省略）。

コーココ 青森県、上北、甲地村。同、三戸、戸来村、金ヶ沢。長野県小県、豊里村。
香川県、綾歌、栗熊村。

チャーチャー。チャッコチャッコ 秋田県、北秋田、上川沿村、同荒瀬村中村。

チャコ。ツヤコ 秋田県、山本、粕毛村。同、北秋田、上小阿仁村。同、前田村。

チャコチャコ 山形県、最上、古口村、同、北山村、楯岡町。

チャッコ、チンコ 秋田県、仙北、雲沢村。

トートトー 岩手県、九戸、山根村、同、上閉伊、安家村。

ターコタコタコ 岩手県、岩手、滝沢村、一本木。宮城県、玉造、鬼首村。

チマチマ 石川県、江沼、西谷村九谷。

チョボチョボ 和歌山県、南牟婁、串本町。

キーキー。キーココ 福岡県、嘉穂、二瀬町。

チョンチョン 熊本県、八代、五箇ノ庄、葉木村、福岡県、三池郡。

ケケケ 長崎県、壱岐、武生水町、鹿児島県、薩摩、樋脇村。

サーサー。マイマイ 宮城県、西臼杵、椎葉村。

これに対して、チョッチョツ、ツツツ等舌打ちをなし、その他毛色や名を呼び、特定の詞はなしという地方が、調査区五十余カ所の中、二五カ所あったが、これらの地方とても詞がなかったというのでなく、調査が不十分の結果と思われる。もっとも鶏や犬とはちがて猫に対する詞は、各地とも割合に少なかった。

前掲の詞の中、コーコー、ケケケは、ともに来い来いで、東北ことに秋田県等では、ケケは人に対して、来意を促す詞であった。福岡、高知のキーキーは、これは来れの意に解されぬこともないが、両県ともに、キーは鼠とか猫等の小動物の愛称であるから、むしろその意味のものであったかと思う。

トートトは疾く来れの略語であることは、すでに柳田先生の説かれたところである。宮城県椎葉村のサーサーはこれまた促す意で、マイマイは参れの略語かとも想像されるが、まだ断定は出来ない。

東北ことに秋田、山形地方のチャーチャー、チ（ツ）ヤコ、チャッコ、チンコは舌打ちの擬音らしくもあるが、猫の異称かと思われる。たとえば『秋田県河辺郡誌』方言部には、

チャチャ、チャベ 猫。共に小児語

とあり、また北秋田郡荒瀬村中村の工藤幹雄氏の説では、猫の別名チャッコ、チャコで、呼ぶ詞はチャーチャーとある。その他同郡上川沿村では、飼主のないいわゆる浪人猫、乞食（ホイト）猫を、ダミチャコというが、ダミは別にジャミともいい、標準以下、すなわち劣等を意味する語であるから、ダミチャコすなわち碌でなしまたは屑猫という意となる。

かように並べてみると、岩手、宮城のタコタコもチャコに関連が考えられるところで、岩手県西谷のチマ、和歌山県串本のチョボ、福岡、熊本のチョンも、あるいは関係があったかと思う。

猫と毛色

『物類称呼』には猫に次のような品種のあったことを挙げている。

カブネコ 土佐にて尾のみじかきをいう。

ゴンボウ 関西にては牛房という。

ゴンボウジリ 東国にて牛房尻という。東鑑の五分尻とあり。

以上は共に尾の特徴から称したものと思われる。その他習性によってヘコ、トコ、ネコの区別がある等の俗説もあるが、一般には猫の毛色によって区別する風があった。箱山貫太郎さんのお説によると、同氏の郷里（長野県小県郡豊里村）でいう猫の毛色には次の如きものがある。

黒、ねず、とらぶち、へいげ、黒ぶち、烏、三毛、虎、ぶち

このうち、黒と烏は、共に黒毛をいうと思われ、その間の区別は不明であるが、東三河等では、烏は黒に比して、一段と黒味の強いもので、壱岐の島でも、全身真っ黒なものを烏猫といったことは前に述べた。また、黒ぶちとぶちの区別も明らかでないが、後者は白黒の毛のはっきり表れたものかと思う。その他、へいげ除く他は文字の上でも臙ろげながら想像もつく。なおへいげは、別にへげ猫ともいい、三毛に似て薄汚いまだら毛という。

『今昔物語』のへげ猫の名が思い合わされる。

富山県東礪波郡上平村地方では、猫の毛色に次のような称がある。

ニケ、サンケ、トラ、ヨモギ、ムジナサンケ

以上のうち、ニケは二色のまだら、サンケはいわゆるミケネコで白黒茶のまだら毛、トラはまだら毛で赤色の勝ったもの、ヨモギネコは、虎毛にして青毛の勝つものをいい、ムジナサンケは、毛並みが全体に冴えぬもので、一見灰色に見えるという。

実物によらぬと認識が十分に与わぬのだが、ニケ、サンケを除いたトラ、ヨモギ、ムジナサンケ等は、いずれもまだら毛で、土地によっては、トラまたはゴマ、アグ（灰）等に総括していたようである。

なお、まだら毛の一種をヨモギということであるが、これはヨモギネコともいい、調べれば案外広い地域に亘るかと思うが、私の手許には、左の地方の例が控えてある。

岐阜県加茂郡山ノ上村

同、大野郡荘川村。同、白川村

石川県江沼郡西谷村

秋田市付近および青森県野辺地

試みに各地の説明を挙げると、岐阜県山ノ上村では黒毛の中に灰毛の細かい斑の表れたもので、あるいは逆に灰毛の中に黒の細かい斑が見える。要するに東京等でいうキジネコ

と同じ毛並みである。莊川、白川村とほぼ同じであるが、石川県西谷では、三毛に似て美しく一般に珍重される。またここではキジネコもあるが、これは灰色ただらで薄汚いという。こうなると、文字や言葉の説明が、いかに無意味かを思うのみであるが、同じただら毛の中にも、毛色によって細かい区別があったのである。

キジというネコ

猫の毛並みのうち、細かい斑がだんだんに表れたものを、土地により、ヘイゲ、ヨモギトラ等称したことは前に述べた通りで、あるいはゴマネコ（石川県石川郡館畑村）、マキネコ（愛知県北設楽郡下津具村）、フジネコ（ぶちとは別、香川県木田郡平井村）等の名があり、一般にはトラ毛またはトラネコと称したものと見てよいが、その一方に、キジまたはキジネコの称があったことである。私の手許にある資料によると、これは一般的というものの、東京を除く中部地方以西で、関東東北地方以西では稀である。以下はキジネコについての私の質問に対し答えられた、各地における毛並みの説明である。

- マダラの毛、山猫に多い（鹿児島県大島郡十島村悪石島）
- 虎毛の模様をしたもの（同、薩摩郡樋脇村竹山）
- 毛色は灰色の地に黒毛の縞のあるもの、または淡褐色の地色に黒縞のあるもの（宮崎県西臼杵郡椎葉村）
- 灰色の中に黒の細かいすじの入ったもの（福岡県糸島郡、その他県全体にいう）
- 毛色は白黒灰毛の斑ですじあり（大分県直入郡阿蘇野村）
- 背の灰色のただらにやや赤みまじるものなりと、実物を知らず（長崎県壱岐武生水町）
- 灰色の三毛（熊本県上益城郡浜町）
- 三毛猫に似た毛並み、模様がハッキリせぬもの（山口県佐波郡牟礼村）
- 毛の中央が鼠色で、尖端の黒いのをいう。俗に犬の灰毛というに同じ。中央が薄朱、先が濃朱のものを赤キジという（高知県幡多郡中村町）
- 背の毛並みがキジになったものをいう。（和歌山県串本町）
- キジマダラともまたキジマともいう。ただら毛（三毛とはちがう）（福井県大飯郡高浜町）
- 灰毛ただらのみにくい猫（石川県江沼郡西谷村九谷）

以上の他、キジネコをいう地方としては、鳥取県日野郡石見村、岡山県阿哲郡千屋村、京都府南桑田郡八木町、滋賀県伊香郡丹生村、静岡県引佐郡、磐田郡、浜名郡、愛知県南設楽郡、八名郡等である。

なお、秋田県仙北郡雲沢村地方では、いわゆるトラ毛のうち俗に赤トラと称する毛並みに限り、これをキジまだらという。

ここで問題となるのは、土地によりトラ毛またはゴマ毛という、一種のまだら毛を持つ猫をキジといい、その毛並みをキジまたはキジマダラと称したことである。私なども子供のころからキジネコは知っていたが、キジとは果たして何を意味するものか。熊猫、虎猫のように、或る種の動物にキジというものがあって、それに似たことより言い出したものか、あるいは一種のまだら模様をキジと称したものか、ほとんど見当もつかない。野鳥の雉との関係も考えられるが、ただそれだけである。そこで将来資料の蒐集によって、あるいは関連がつくかと思う事実を挙げ、この稿を終わることとする。

岩手県九戸郡宇部村地方では、猫をはじめ犬馬等に対し、これを呼びまたは制御する場合にキジキジという。従ってキジはこれらの動物に対する別称とも解される。これは前に述べた、高知、福岡地方で、猫鼠等の小動物をキーキーと称したことと関連はなきか。

愛知県北設楽郡本郷町付近では、猫に対する忌詞として、その肉を食う場合は、猫といわずにキジという。これから想像されることは、ヨモギネコの名で、これはあるいは逆にキジの語に対する忌詞とも考えられそうである。